

失われた統計データ

付表 前年比(%)、前年差(ポイント)の推移(調査産業計、事業所規模5人以上)

年月	賃金										(参考) (注4) 消費者 物価 指数	労働時間				常用雇用	
	現金給与総額					実質賃金(総額)						総実労働時間		所定内 労働時間	所定外 労働時間	製造業	(注5) パート タイム 労働者 比率
	きま つて 支 給 す る 一 般		所 定 内 給 与 一 般		所 定 外 給 与 一 般		特別に 支払わ れた 給 与		%			%					
	前年比	前年差	前年比	前年差	前年比	前年差	前年比	前年差	前年比	前年差		前年比	前年差	前年比	前年差	前年比	前年差
平成8年	-0.2	0.6	-0.8	0.0	-1.0	-0.2	1.1	1.6	2.2	-0.7	0.5	-1.1	-1.4	2.6	2.9	0.5	0.67
平成9年	0.5	1.0	0.0	0.4	-0.3	0.1	1.4	2.9	3.2	-2.8	3.3	-0.3	-0.7	4.1	6.4	1.2	0.34
平成10年	0.1	0.5	0.3	0.6	0.3	0.6	1.4	0.5	-0.7	-0.8	1.0	-0.3	-0.3	-1.0	0.1	2.1	0.73
平成11年	0.6	1.0	0.2	0.5	0.3	0.6	1.6	-0.5	2.5	0.8	-0.2	-0.5	-0.4	-1.7	-1.8	2.1	0.22
平成12年	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	2.3	0.5	0.6	-0.2	0.6	-0.2	-0.4	1.1	3.1	2.5	0.06
平成13年	1.4	1.6	0.9	1.0	0.8	1.0	2.3	0.7	3.7	0.2	1.2	-0.8	-0.8	-1.4	1.4	1.1	0.17
平成14年																	
平成15年																	
平成16年																	
平成17年																	
平成18年																	
平成19年																	
平成20年																	
平成21年																	
平成22年																	
平成23年																	
平成24年																	
平成25年																	
平成26年																	
平成27年																	
平成28年																	
平成29年																	
平成30年																	

注1：平成30年11月分確報から、平成24年以降において東京都の「500人以上規模の事業所」についても再集計した値(再集計値)に変更しており、従来の公表値とは接続しないことに注意。
 注2：パート時間当は、所定内給与(パートタイム労働者)を所定内労働時間(パートタイム労働者)で除して算出している。
 注3：実質賃金(総額)は、現金給与総額指数を消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して算出している。
 注4：消費者物価指数は、総務省で公表している消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)を参考に掲載している(平成29年1月分以降は平成27年基準)。
 注5：パートタイム労働者比率は、前年差(ポイント)の推移となっている。
 ※速報値は、確報で改訂される場合がある。

「平成25年度労働時間等総合実態調査（以下「実態調査」）」に係る一連の経緯

平成30年1月29日 国会において、総理が「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いというデータもある」と答弁。

2月19日 一般労働者と裁量労働制対象者の「平均的な者」の1日の労働時間の比較に関して、改めて実態調査の手法を確認した結果、一般労働者と裁量労働制対象者で異なる仕方(注)で調査していたことが判明し、その旨を国会に報告。

2月28日 裁量労働制の改正について、法案から全面削除する方針を決定。

3月23日 実態調査のうち裁量労働制に係るデータ(表45～表60)について撤回。

5月15日 実態調査のうち裁量労働制以外のデータ(表1～表44)について、異常値である蓋然性が高いものは無効回答として、当該事業場のデータを削除した再集計結果を国会に報告。

※ 11,575事業場から2,492事業場を除き、9,083事業場について再集計。

※ 2,492事業場のうち1,526事業場は既に撤回した裁量労働制のデータに係る事業場、残る966事業場は明らかな誤記と考えられるもの等。

5月25日 上記の再集計結果から、同一の調査票が重複して提出されていた6事業場のデータについて、それぞれ片方を削除した訂正版を国会に報告。(9,083事業場⇒9,077事業場)

(注) 一般労働者については、公表している冊子においては、「平均的な者」とは「調査対象月において最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者のことをいう」と記載されているが、労働時間の選び方については記載がなかった。この点について確認した結果、当該者の調査対象月における法定時間外労働時間の最も長い日と最も長い週について、当該労働時間をそれぞれ別個に記入することとなっていた。

裁量労働制については、労働基準法に規定する労働時間の状況として把握した時間について記入することになっているが、公表している冊子には単に「平均的な者」と記載されているのみであり、1日の労働時間をどのように選ぶのかは記載がなかった。この点について確認した結果、労働基準法に定める定期報告で報告しているものを転記するか、又は、賃金台帳等の記録により監督官が実際に調べた時間を記入することとしており、1日で見ても最も多くの労働者が属すると思われる労働時間の層に含まれる労働者の労働時間を記入することとなっていた。

裁量労働制「一々問題」の調査も 厚労省がルールを敷いた？

2019年2月18日 衆議院予算委員会 日本共産党 高橋千鶴子 提出資料 (パナル写し)

ヒアリングはわすれず、外部構成員にフォーカス

監察チームによる確認作業の経過

- 3月下旬～5月上旬：
監察チームの事務局である大臣官房によるヒアリング
・平成25年から現在までの局長・課長級4名、課長補佐以下級13名(延べ20回)
・監察チーム外部構成員に今回の事案を情報提供
- 5月18日：監察チーム会合(第1回)
・ 今回の事案の説明
・ 大臣官房によるヒアリング結果の報告
・ 外部構成員によるヒアリングの方針の検討
- 5月28日：監察チーム外部構成員による追加ヒアリング
・ 局長・課長級等5名
・ 別途、大臣官房による課長補佐以下級1名のヒアリングを実施
- 6月5日：監察チーム会合(第2回)
・ 外部構成員によるヒアリング結果の報告
・ 今後の進め方の検討
- 6月21日：監察チーム会合(第3回)
・ 確認結果の取りまとめに向けた検討
- 7月12日：監察チーム会合(第4回)
・ 確認結果の取りまとめに向けた検討

出典：2018年7月19日 厚生労働省監察チーム 裁量労働制「一々問題」に関する経緯について
(強調部分は高橋千鶴子事務所作成)

なぜ?

何ひとつ真相が解明されていない!

● 1996年～ 33,200事業所といながら、調査対象は30,000事業所のみ。

● 2004年～ 東京都の500人以上の事業所を全数調査といながら抽出調査開始。

● 2009年～ 東京都の499人以下の事業所も一部産業で全国と異なる抽出率。正しく復元せず。

● 2017年 経産省の繊維流通統計調査の不正を受けた一斉点検でも「問題なし」と虚偽報告。

● 2018年1月～ **こっそり**全数に見せかけるため復元していた。

● 2018年6月 大阪府、神奈川県、愛知県でも全数調査を抽出調査に切り替えようとして、通知を送った。(不正調査が発覚し撤回)

組織的隠へい?

● 特別監察委員会—第三者による調査といながら、7割は身内による調査で、報告書の原案も厚労省が作成。

● 「組織的とまでは言えない」という判断は誰がどのように行ったのか。

● 不正を報告するチャリヌは何度もあったのに言わなかった。隠し続けた。

● 2回の特別監察委員会で、2019年1月22日に中間報告。なぜ、そこまで急いだのか。

● 2018年12月13日に初めて不正調査を知ったという大西前政策統括官。大臣には20日、総理には28日に報告。その間何をやっていったのか。

出典：2019年1月22日 毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」や国会議事録等を基に高橋千鶴子事務所作成

東京都の500人以上の常用雇用者数は全国の約3割

東京都と全国の規模別事業所数と常用雇用者数 (2015年抽出替え)

○事業所数 (抽出)

	東京都	全国	東京都母集団	全国母集団
500人以上	662	4,378	1,383	5,107
100～499人	645	3,481	8,999	52,461
30～99人	616	4,430	32,007	239,058
合計	1,923	12,289	42,389	296,626

○常用雇用者数 (抽出)

	東京都	全国	東京都母集団	全国母集団
500人以上	822,349	4,530,204	1,695,101	5,410,847
100～499人	122,209	624,405	1,743,570	9,679,900
30～99人	30,283	216,660	1,590,162	11,839,293
合計	974,841	5,371,269	5,028,833	26,930,040

全数調査のはずが、なぜか年ごとに異なる抽出率

東京都の抽出率逆数表 (過去3回分) について

<500人以上規模>

産業	平成24年		平成27年		平成30年	
	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	1	1	1
D 建設業	1	3	1	3	1	3
E09.10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1	1	1	1	1	1
E11 繊維工業	1	1	1	1	1	1
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1	1	1	1	1	1
E13 家具・装備品製造業	1	1	1	1	1	1
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	1	1	1	1
E15 印刷・同関連業	1	6	1	3	1	3
E16.17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1	2	1	2	1	2
E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1	2	1	1	1	1
E19 ゴム製品製造業	1	2	1	2	1	2
E21 窯業・土石製品製造業	1	1	1	1	1	1
E22 鉄鋼業	1	2	1	1	1	1
E23 非鉄金属製造業	1	1	1	1	1	1
E24 金属製品製造業	1	2	1	1	1	1
E25 はん用機械器具製造業	1	1	1	1	1	1
E26 生産用機械器具製造業	1	2	1	1	1	1
E27 業務用機械器具製造業	1	2	1	1	1	1
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	2	1	1	1	1
E29 電気機械器具製造業	1	2	1	1	1	1
E30 情報通信機械器具製造業	1	2	1	2	1	2

産業	平成24年		平成27年		平成30年	
	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都
E31 輸送用機械器具製造業	1	2	1	2	1	2
E32.20 その他の製造業、なめし草・同製品・毛皮製造業	1	1	1	1	1	1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	3	1	4	1	2
G 情報通信業	1	6	1	5	1	5
H 運輸業、郵便業	1	1	1	1	1	1
I-1 卸売業	1	2	1	2	1	2
I-2 小売業	1	2	1	2	1	3
J 金融業、保険業	1	2	1	3	1	3
K 不動産業、物品賃貸業	1	1	1	1	1	2
L 学術研究、専門・技術サービス業	1	2	1	2	1	3
M75 宿泊業	1	2	1	2	1	2
MS その他の宿泊業、飲食サービス業	1	3	1	1	1	2
N 生活関連サービス業、娯楽業	1	4	1	2	1	2
O 教育、学習支援業	1	2	1	2	1	2
P83 医療業	1	10	1	12	1	12
PS その他の医療、福祉	1	1	1	1	1	2
Q 複合サービス事業	1	1	1	1	1	2
R91 職業紹介・労働者派遣業	1	2	1	3	1	3
R92 その他の事業サービス業	1	2	1	2	1	3
RS その他のサービス業(他に分類されないもの)	1	2	1	1	1	1

抽出率も復元率も、なぜか全国と異なっていた

東京都の抽出率逆数表（過去3回分）について

<100～499人規模>

産業	平成24年		平成27年		平成30年	
	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	1	1	1
D 建設業	36	36	24	24	24	24
E09.10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	12	12	18	18	18	18
E11 繊維工業	4	4	8	8	8	4
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	4	2	4	2	4	2
E13 家具・装備品製造業	4	4	4	2	4	2
E14 ハルパ・紙・紙加工品製造業	16	16	8	8	8	8
E15 印刷・同関連業	16	16	36	36	36	12
E16.17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	24	24	16	16	16	16
E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	8	8	24	12	24	4
E19 ゴム製品製造業	8	4	8	4	8	4
E21 窯業・土石製品製造業	12	12	8	8	8	2
E22 鉄鋼業	12	12	24	8	24	2
E23 非鉄金属製造業	12	12	12	6	12	6
E24 金属製品製造業	24	24	24	12	24	4
E25 はん用機械器具製造業	16	16	16	8	16	4
E26 生産用機械器具製造業	48	24	18	18	18	18
E27 業務用機械器具製造業	8	8	4	4	4	4
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	18	18	24	24	24	8
E29 電気機械器具製造業	16	16	18	18	18	9
E30 情報通信機械器具製造業	8	8	8	8	8	8

産業	平成24年		平成27年		平成30年	
	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都
E31 輸送用機械器具製造業	18	18	36	18	36	4
E32.20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	8	8	8	8	8	8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	72	72	36	36	36	12
G 情報通信業	12	12	24	24	24	24
H 運輸業、郵便業	24	24	24	24	24	24
I-1 卸売業	24	24	16	16	16	16
I-2 小売業	18	18	12	12	12	12
J 金融業、保険業	12	12	16	16	16	16
K 不動産業、物品賃貸業	4	4	4	4	4	4
L 学術研究、専門・技術サービス業	18	18	16	16	16	16
M75 宿泊業	18	18	24	24	24	24
MS その他の宿泊業、飲食サービス業	2	2	4	4	4	4
N 生活関連サービス業、娯楽業	4	4	4	4	4	4
O 教育、学習支援業	16	16	18	18	18	18
P83 医療業	192	192	144	144	144	72
PS その他の医療、福祉	8	8	18	18	18	18
Q 複合サービス業	8	4	4	4	4	8
R01 職業紹介・労働者派遣業	24	24	16	16	16	16
R02 その他のサービス業	16	16	18	18	18	18
RS その他のサービス業(他に分類されないもの)	12	12	16	16	16	16

抽出事業所数(H27抽出替え)

●事業所規模500人以上

	全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知
TL	4,378	140	25	30	85	27	24	51	108	67	67	177	170	662	391	63	39	49	21	24	60	54	150	385
C	0			1	2	1			1	1		2	6	19	7			1		1				12
D	85			1	3	1			5	1		15	13	15	17			1		3	1		3	8
E09,10	155	7	1	1	3	1			1	1		3	8	11	4			1						2
E11	8		1															1						
E12	1																							
E13	5		1		1					1		4		4				2						
E14	15	1	1		2									1									1	2
E15	23	1		1	2	1			3	1		3	8	11	4			1				1	12	4
E16,17	121			1	1	1			1	1		1		2								2	1	7
E18	30			1	1	1			1	1		1		2				1					3	5
E19	34			1	1	1			2	1		1		1				1				2	1	6
E21	27					2							1	3				1		1				
E22	55	3							1	2			3	4				2						9
E23	34		1						4	4		1	1	2	3			4					2	2
E24	38			1	1				3	1			1	4	2			5						5
E25	90	1	1	2	1	1			8	1	4	4	1	3	8			1		1	4	2	2	9
E26	92		4	1	1				5	4	3	3	1	7	7			3		2		3	4	14
E27	62		4	1	1	1			5	4	3	3	1	7	7			3		2		3	7	3
E28	177	1	2	3	8		4		3	1	6	8	6	8	7			5		2	8	4	2	7
E29	134	1	1	1	2		2		8	4	5	5	3	7	6			4		1	4	2	13	17
E30	99	1		1	2	2			1	2	2	6	2	9	19			4		1	7	1	4	3
E31	309	1	1	3	3	1			6	8	14	16	1	5	32			2	1	2	3	6	34	93
E32,20	17			1		1			1	1			2	3				1		2	1		2	2
F	29	1		1	1							1	1	4				1		2			1	4
G	195	2		2	6				2	2	2	7	7	45	36			1			1			14
H	263	11	1	2	6	2			1	6	1	12	17	84	14	3	1	2	2	1	1	1	6	16
I-1	190	4		2	2				1	1	2	5	4	89	13	1		2		1	1	3	3	8
I-2	141	12	2	2	2	1			1	1	7	13	24	15	1			1		2	2	1	2	8
J	129	2	1	4	4	1			2	1	2	5	4	38	4	1		1		1	1	3	1	9
K	52	1		1					1	1			1	37	5			1		1				
L	129	1							13	6	1	7	5	29	35			1		1	1		3	6
M75	33	3						1				3	3	7	1			1		2				1
MS	85	6		2					1	1	6	2	2	29	5			1			2		2	5
N	58	3		1							1	1	4	17	2				1				2	1
O	247	5	1	1	6	2	1	2	5	2	2	10	10	38	19	3	3	4	2	2	1	1	7	21
P83	736	40	6	6	15	11	8	9	18	10	14	30	35	8	60	15	8	11	6	4	18	18	21	41
PS	30	2											1	9	3	1	1							1
Q	13			1		1					1			1										1
R91	120	3		1	3		3	2	7	2	4	2	2	25	11	1	2	2		1	1	1	4	13
R92	290	27	2	2	9	2	1	6	1	3	2	16	12	57	22	4	2	2		1	1	2	6	22
RS	27			1							1	1	1	16										

(注) 抽出時点の事業所数であるため、予備調査を経て実際に指定された事業所数とは異なる。

出典：2019年1月30日 第131回統計委員会 厚生労働省提出資料（強調部分は高橋千鶴子事務所作成）

抽出事業所の常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模500人以上

	全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山
TL 調査産業計	4,530,204	121,350	18,938	27,121	70,810	20,725	18,632	45,505	108,869	77,469	60,982	154,430	166,476	822,349	405,152	49,051	36,465
C 鉱業、採石業等	0																
D 建設業	74,365			1,385	1,101	711		923				1,451	4,676	21,384	4,901		
E09,10 食料品・たばこ	118,087	5,285	743		2,307	732		4,299		581	1,247	8,899	10,177	16,816	11,399	4,273	
E11 繊維工業	7,090	1,058															
E12 木材・木製品	545																
E13 家具・装備品	7,915													576	716		
E14 ハルブ・紙	11,508	642	741		795			786		996		5,067		1,855	1,174	532	578
E15 印刷・同関連業	19,448	688			1,188									4,012	947		
E16,17 化学、石油・石炭	111,054			547		589		1,551	2,586		953	1,963	6,781	19,560	6,914	2,864	1,288
E18 プラスチック製品	26,246				1,027		667	659	1,992		523			1,280	4,282		
E19 ゴム製品	38,419				1,425		1,164	1,632		1,920	570		645	3,041	1,454		
E21 窯業・土石製品	24,805							739	3,817	628			7,907	765	2,212		1,801
E22 鉄鋼業	73,235	2,239													4,910		3,966
E23 非鉄金属製造業	31,141		1,419		1,347			1,700	3,907	2,886		667	1,540	2,127	2,063		3,966
E24 金属製品製造業	29,197							1,700	3,907	887			515	4,294	1,257	530	4,510
E25 はん用機械器具	106,623	603		1,309			623	869	11,289	1,864	3,939	2,901		2,004	11,180	2,246	1,736
E26 生産用機械器具	88,844		546		603			869	5,770	5,566		2,594	633	3,716	11,721	1,114	1,396
E27 業務用機械器具	65,937		2,981		1,284			2,535	7,650	2,694	641	2,075		7,124	9,885	979	
E28 電子・デバイス	199,290	516	1,189	2,952	6,566	1,430	3,739	2,372	2,794	918	5,652	7,362	6,496	9,888	7,708	6,313	3,000
E29 電気機械器具	145,022	605	573	584	1,159			1,399	9,569	4,675	3,121	2,981	2,682	11,569	6,540	2,089	
E30 情報通信機械器具	150,999	645		517		1,365	1,263	5,011	762	2,771	1,153	5,587	1,965	39,975	31,020	541	
E31 輸送用機械器具	515,905	3,185		3,866	2,965	557	565	3,153	6,376	12,766	20,039	22,753	1,004	10,767	40,654	1,106	533
E32,20 その他の製造業	16,386			552		1,229			940				1,450	2,972			3,157
F 電気・ガス業	35,757	1,369			2,040			1,790				780	562	5,734		1,213	818
G 情報通信業	200,105	1,777		1,191	5,013				1,800		1,749	1,107	5,178	65,272	34,311		568
H 運輸業、郵便業	242,324	7,781	593	2,059	4,926	1,573		670	3,851	708	1,382	10,651	13,439	98,170	10,229	2,448	581
I-1 卸売業	190,477	4,019			1,396				759		1,665	5,491	2,967	104,403	9,324	695	
I-2 小売業	126,175	7,617	1,457		1,169	512			508	576		5,207	12,109	35,793	12,328	675	
J 金融業、保険業	144,921	3,390	544		2,962	540	628	519	2,268	734	1,920	3,950	3,517	55,152	6,518	1,453	
K 不動産業、物品賃貸業	49,086	664			655					698			687	38,643	3,537		
L 学術研究等	161,443	579							12,147	13,517	1,087	9,387	4,069	38,969	53,568		
M75 宿泊業	23,044	1,990			1,735			660		1,498		4,669	1,788	5,132	565		
MS 飲食サービス業	91,712	4,079												37,512	3,553		
N 生活関連サービス業等	82,242	3,712		2,603								742	22,248	14,869	3,555		
O 教育、学習支援業	264,447	10,870	734	1,753	5,312	1,946	1,443	1,257	5,352	1,345	2,701	7,643	9,128	43,355	20,062	3,899	3,302
P83 医療業	629,318	32,249	4,947	4,818	12,427	8,312	5,751	9,621	15,059	10,356	9,160	24,865	29,987	10,988	51,527	11,681	6,382
PS その他の医療、福祉	28,007	1,117											867		3,919	1,117	719
Q 複合サービス事業	9,201				617	601								1,149			
R91 職業紹介・派遣業	113,032	2,009		538	2,064			2,091	1,198	6,458	1,205	2,736	2,401	27,382	12,160	592	
R92 他のサービス	257,103	23,720	1,413	1,330	8,166	1,857	1,001	7,277	563	1,909	1,403	12,285	8,820	55,939	19,059	2,691	2,130
RS その他のサービス業	19,049				561					518			840	11,662			

(注) 抽出時点の事業所数に基づくものであるため、予備調査を経て実際に指定された事業所の労働者数とは異なる。

厚生労働省政策統括官付参事官 (企画調整担当) 殿

厚生労働省政策統括官付参事官 (雇用・賃金福祉統計室長) 殿



総務省政策統括官 (統計基準担当)

統計審査

毎月勤労統計調査の実施に係る経緯等の報告及び注意喚起について

統計法 (平成19年法律第53号。以下「法」という。) 第2条第6項に規定する「基幹統計調査」として実施されている毎月勤労統計調査 (以下「本調査」という。) については、平成29年2月13日付けで承認した本調査の調査計画に則った方法により実施していない可能性があることから、下記事項について、速やかに確認した上で、結論が得られた事項から順次報告されたい。

また、今後は、法の各規定を遵守するとともに、承認を受けた調査計画とのかい離が生じることのないよう、厳に留意されたい。

記

平成29年2月13日付けで承認した本調査の調査計画では、常用労働者500人以上の事業所は全数調査としているが、東京都に所在する500人以上の事業所について、抽出調査として実施している疑いがある。

については、以下の①～⑦について、早急に確認し、当室に報告すること。

- ① 東京都における調査対象事業所の選定方法及び対象事業所数の現状。また、同様の措置を講じている都道府県の有無
- ② 上記措置が講じられた時期及び経緯
- ③ 上記措置を講じているにもかかわらず、総務省に法に基づく変更申請を行わなかった理由

④ 平成28年11月24日の統計委員会サービスタワー・企業統計部に貴省が提出した資料3において、「規模500人以上の大規模事業所の取扱いについては、ローゼー

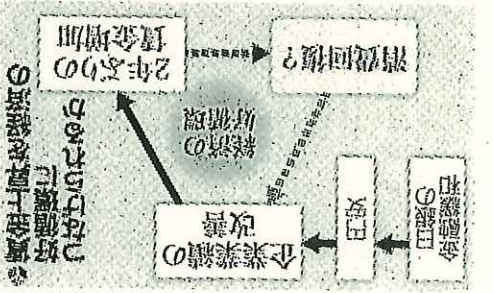
ション・サンプリングの導入後、現状と同様、しつぽ調査で行う予定であり、事實上、常に継続サンプルとして報告を求めることになる。」と説明した理由、根拠

⑤ 「統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検について」(平成29年1月11日付け総政企第9号) による報告依頼に対し、本調査については「問題なし」と報告した理由

⑥ 上記措置を講じていることによる調査結果への影響 (特に、東京都における母集団推計の手法、調査対象事業所の入替えによる影響等)

⑦ 貴省が所管する他の基幹統計調査及び一般統計調査における再点検結果

以上



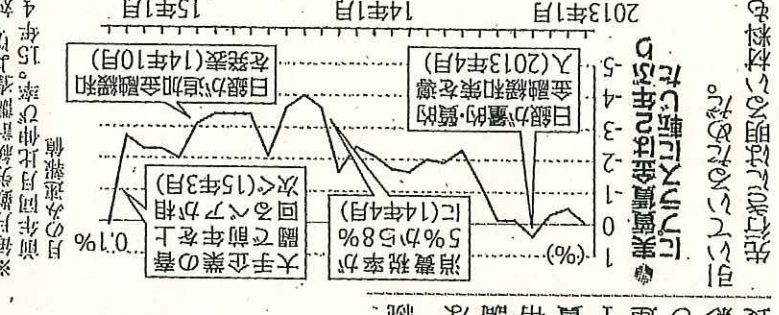
個人消費は回復していき
三遊UFJモルガン・スタンレー証券
嶋中雄二氏
企業業績の改善が実質賃金の上昇につながっており、個人消費は回復していき。企業は3月期、高値となり、景気が前向きな動きが出ている。円安は輸入品の価格を押し上げるが、一方で訪日外国人の増加や、設備投資が国内に回帰する効果をもたらしており、その恩恵は地方でも及んでいるのではない。消費と設備投資が互いに刺激し合う好循環の実現を期待したい。



下方修正で一転マイナスも

実質賃金は今後、下方修正される。小玉若一氏
明治安田生命保険
個人消費の回復は鈍い。円安は輸入品の価格を押し上げるが、全体としては小幅な上昇があるが、全体としては小幅な上昇で、中心に買上げやボラナス増額の動きが中心になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。

個人消費の回復は鈍い。円安は輸入品の価格を押し上げるが、全体としては小幅な上昇があるが、全体としては小幅な上昇で、中心に買上げやボラナス増額の動きが中心になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。



個人消費の回復は鈍い。円安は輸入品の価格を押し上げるが、全体としては小幅な上昇があるが、全体としては小幅な上昇で、中心に買上げやボラナス増額の動きが中心になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。

個人消費の回復は鈍い。円安は輸入品の価格を押し上げるが、全体としては小幅な上昇があるが、全体としては小幅な上昇で、中心に買上げやボラナス増額の動きが中心になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。

個人消費の回復は鈍い。円安は輸入品の価格を押し上げるが、全体としては小幅な上昇があるが、全体としては小幅な上昇で、中心に買上げやボラナス増額の動きが中心になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。大企業は円安になる可能性が高い。

付表 前年比 (%) の推移 (調査産業計、事業所規模5人以上)

年・期・月	賃				(注1) 実質 賃金 (総額)	労働時間			常用雇用			
	現金給与総額		金			総実労働時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間	製造業 製造業	一般パート		
	一般	特別に 支払われ た	所定内	一般								
	給与	支給 する	給与	給与								
平成 23年	-0.2	0.1	-0.4	-0.1	0.1	-0.2	1.0	1.8	0.7	0.1	2.1	-0.3
平成 24年	-0.9	-0.3	-0.2	0.2	-0.9	0.5	0.7	1.8	0.7	-0.1	2.4	-0.3
平成 25年	-0.4	0.4	-0.9	-0.1	-0.9	-1.0	-1.4	2.6	0.8	-0.1	3.1	-1.2
平成 26年	0.4	0.9	-0.1	0.3	-2.8	-0.4	-0.6	6.1	1.5	0.9	2.8	-0.4
平成 23年度	-0.3	0.0	-0.3	-0.1	-0.2	0.2	0.3	0.8	0.6	0.1	1.8	-0.3
平成 24年度	-1.0	-0.3	-0.6	0.0	-0.8	-0.5	-0.7	-0.8	0.7	-0.2	2.8	-0.5
平成 25年度	-0.2	0.4	-0.6	0.0	-1.3	-0.2	-0.6	7.3	0.9	0.2	2.9	-1.0
平成 26年度	0.5	1.0	0.0	0.4	-3.0	-0.4	-0.4	2.8	1.7	0.9	3.3	-0.3
平成 26年1~3月	-0.2	0.1	-0.3	0.2	-2.1	0.4	0.0	7.5	1.2	0.7	2.4	-0.7
平成 26年4~6月	0.4	1.0	-0.1	0.4	-3.7	-0.4	-0.7	5.4	1.4	0.7	3.1	-0.4
平成 26年7~9月	1.1	1.6	0.1	0.5	-2.8	-0.2	-0.3	3.3	1.7	1.2	2.8	-0.4
平成 26年10~12月	0.4	0.9	-0.2	0.4	-2.8	-1.2	-1.2	0.9	1.6	1.1	2.8	-0.2
平成 27年1~3月	0.2	0.7	0.1	0.5	-2.4	0.5	0.5	-0.6	2.0	0.8	4.5	0.0
平成 26年2月	-0.5	-0.1	-0.5	0.0	-2.4	-0.2	-0.6	6.2	1.2	0.6	2.6	-0.7
平成 26年3月	0.3	0.7	-0.2	0.1	-1.6	0.4	-0.1	8.7	1.2	0.9	2.1	-0.6
平成 26年4月	0.4	0.8	-0.2	0.3	-3.6	-0.8	-1.1	6.7	1.4	0.6	3.3	-0.5
平成 26年5月	0.2	0.6	0.0	0.5	-4.0	-0.9	-1.2	5.3	1.4	0.7	3.1	-0.4
平成 26年6月	0.6	1.2	0.0	0.4	-3.6	0.4	0.3	4.2	1.5	1.0	2.8	-0.3
平成 26年7月	1.9	2.7	0.2	0.5	-2.1	0.6	0.5	3.2	1.7	1.1	3.0	-0.3
平成 26年8月	0.6	0.9	-0.1	0.3	-3.4	-1.7	-1.8	1.3	1.7	1.3	2.4	-0.5
平成 26年9月	0.4	0.7	0.2	0.7	-3.4	0.4	0.4	3.3	1.7	1.1	2.9	-0.4
平成 26年10月	-0.1	0.4	-0.1	0.2	-3.4	0.4	0.4	2.0	1.6	1.0	2.8	-0.2
平成 26年11月	-0.2	0.3	-0.3	0.3	-3.1	-2.8	-3.0	0.4	1.6	1.1	2.8	-0.2
平成 26年12月	0.9	1.4	-0.1	0.5	-2.0	-1.2	-1.2	0.3	1.7	1.2	2.8	-0.1
平成 27年1月	0.6	0.9	0.3	0.5	-2.3	0.0	0.0	1.3	2.0	1.1	3.9	-0.1
平成 27年2月	0.1	0.6	0.0	0.5	-2.3	-0.2	-0.2	-0.7	2.1	0.8	4.9	0.0
平成 27年3月	0.0	0.6	0.0	0.6	-2.7	1.5	1.9	-2.4	1.9	0.6	4.6	-0.1
平成 27年4月	0.9	0.8	0.5	0.3	0.1	1.4	1.5	-2.4	2.0	1.8	2.6	0.2
速報→ 確報時改訂	0.7	0.9	0.4	0.5	-0.1	1.2	1.3	-2.4	2.0	1.3	3.8	0.2

(rは改訂 (revised)を表す)

注1：実質賃金(総額)は、現金給与総額指数を消費者物価指数(特家の帰属家賃を除く総合)で除して算出している。

注2：季節調整値(季調値)は、前月(期)比である。

注3：調査事業所の抽出替えに伴い、前年比、季節調整値等については、平成27年1月分確報発表時に過去に遡って改訂した。

注4：権報値は、速報値の集計後に新たに提出された調査票を加え集計したものである。

速報値と異なる傾向の調査票が多く提出された場合、改訂の度合いが大きくなることがある。

「政治の関与」があったのか？

2019年2月18日 衆議院予算委員会 日本共産党 高橋千鶴子 提出資料（パネル写し）

- 2015年3月31日に中江元総理秘書官は、サッフル入替えによる影響を知り、総理は遅くとも同年9月に知った。毎月勤労統計検討会が中断され、経済財政諮問会議で議論。
- 2015年10月16日経済財政諮問会議で統計の見直しについて、麻生大臣が発言して以降、統計手法を大幅に変更。

影響は計り知れない・・・

- 失業給付などの雇用保険、労災保険などの追加給付は確実に給付されるのか。そもそも、給付額算出のためのデータの~~一部は破棄等により算出できず、推計値。~~
- 最低賃金、人事院勧告、建設労務単価など、~~他施策への影響はないのか。~~
- 月例経済報告、日銀、民間エコノミスト、OECDなどの報告、等々景気判断、企業の投資判断につながるデータの~~少な<とも15年間不正で~~あったことの影響、責任は。
- 消費税増税の判断（2018年秋に表明）、働き方改革一括法（2018年6月）、年金カット法（2016年秋）は、~~やり直さな~~いのか。

まだまだ

議論していない問題が山積み！

出典：2019年1月22日 毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」や国会議事録等を基に高橋千鶴子事務所作成